平成２３年（フ）第２４号
愛知県瀬戸市幡野町391番地
債務者　武田　博孝
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
那覇地方裁判所平良支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２４号
北海道北斗市中央１丁目１番５号
債務者　沼田　綾子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
北海道亀田郡七飯町字大沼町297番地15
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
函館市日吉町３丁目８番７号
債務者　三島希詩夫
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１号
岩手県一関市山目字才天132番地４　メゾンむらかみ203、前住所岩手県一関市字北十軒街10番地２　コーポＵＭ201
債務者　鈴木　富子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第３４号
茨城県土浦市中村南２丁目８番16号　富永コーポ102
債務者　坂入とみ子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１号
埼玉県川越市大字砂968番地８　千晴荘１階３号室
債務者　小俣　和久
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３０号
埼玉県所沢市林３丁目515番地の25
債務者　笠原　壽廣
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３１号
埼玉県所沢市林３丁目515番地の25
債務者　笠原　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６２号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木289番地　町営四ツ谷団地Ｄ―206号
債務者　松本美智子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２号
千葉県八街市文違301番地3428
債務者　小田　敬子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３１号
千葉県四街道市栗山296番地１　アムール憩201号
債務者　三上　麻理
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４１号
愛知県知立市新地町西新地60番地
債務者　鈴木嘉代子（旧姓伊禮）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
愛知県豊田市古瀬間町安貝津1071番地
債務者　小野田有貴（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９１号
高知市神田44番地10
債務者　髙松　京子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４号
高知市中の島１番86号　森マンション203号
債務者　前田　鈴江
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２３７号
横浜市栄区長沼町339番　二本松ハイツ303号室、住民票上の住所横浜市戸塚区上矢部町440番地１　グランガーデン東戸塚613号
債務者　森　　市子（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部